

2024部落解放・人権政策の確立を求める 第53回広島県民集会討議資料

部落解放・人権政策の確立を求める広島県民集会実行委員会

本稿について、

この資料は、2024年の「第53回部落解放・人権政策の確立を求める広島県民集会」の基調提案である。記念すべき第50回の節目になった2019年の研究集会は、新型コロナウイルスのパンデミック対策のためやむを得ず中止になった。以降3年間、研究集会は完全な形で開催できなかった。ようやく2023年、分科会での報告、交流も行うことができた。そして、2024年は、より充実した集会が準備された。

この基調提案は、パンデミックを契機とした人権の危機、また、人びとを苦しめる気候変動災害資本主義による二重三重の被害、世界中で大量殺戮が起きている状況を意識している。この基調提案は、世界のマイノリティの運動と連帯が可能な「解放理論の創造を部落大衆の手で」を原点とする広島の部落解放運動の今を表している。本誌は、部落解放運動と志を共有するものとしてその基調提案を一部割愛して転載した。(編集委員会)

〈部落問題と人権、平和〉

部落問題の解決、人権確立の実現は、ときの政治、社会のあり方、とりわけ経済状況と深く関わっています。

森友・加計問題、桜を見る会にみられる国政の私物化、官僚による公文書の隠蔽・改ざんや廃棄、官僚や国会議員などの相次ぐ差別発言とセクハラ、パワハラ、さらには裏金事件ほか政治と金をめぐる疑惑、省庁の障がい者の雇用率のごまかし、検察庁法改正の画策と賭博による検事長の辞任、持続化給付金交付事業に係る政権と受託者との癒着疑惑、日本学術会議会員の任命拒否、そして大企業の検査データ改ざんや品質不正、大手建設会社による談合など、枚挙にいとまがない事件は、「権力は腐敗する。絶対的権力は絶対に腐敗する」とイギリスの思想家ジョン・アクトンが指摘したように、その腐敗ぶりをまさに端的に象徴しています。

1948年12月に採択された世界人権宣言は、二度にわたる世界大戦の惨禍

の経験と深刻な反省から生み出されました。ところが、違憲だという大多数の法学者の見解や民意を一顧だにせず「安保法」や「共謀罪」が強行採決され、国家防衛戦略や防衛力整備計画に基づき、2023年から2027年までに必要な防衛力装備にかかる金額を43兆円程度とし、財源は、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置など講ずることとするなど、防衛費は12年連続で増額され続けています。

2017年7月に122カ国の賛成により採択され、2020年10月に批准国・地域が50を超えて2021年1月に発効した核兵器禁止条約ですが、政府は署名も締約国会議への参加もせず、「国際社会における橋渡し役を果たし、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていく」としており、その姿勢に多くの厳しい批判が寄せられています。また、核軍縮に関するG7首脳広島ビジョンも、核廃絶への具体策を明示したものではなく、むしろ、核の抑止力を肯定するものとなっています。

私たちは、「人権こそが平和の基礎」「戦争こそ最大の人権侵害」であると訴えてきました。2002年5月に広島県が策定した人権教育・啓発指針にも「人類史上最初の原子爆弾による惨禍を経験した本県にとって、世界の恒久平和の実現は県民の切なる願い」「人権のないところに平和は存在し得ない」と明示され、広島市は基本構想で「平和とは、単に戦争がない状態にとどまらず、良好な状態の下に人類が共存し、その一人ひとりの尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態」「核兵器は絶対悪」としています。平和研究で知られるノルウェーの社会学者ヨハン・ガルトゥングは、積極的平和とは、貧困、差別、抑圧など構造的暴力がなく、個人として当たり前に尊ばれ、毎日を不安なく生きられる社会状況を指すことを唱えました。

被爆地ヒロシマに生きる私たちは、被爆者が健康や生活の不安、差別にさらされながら、核廃絶と世界平和を強く希求し、ゆるぎなく行動されていることを知っています。そして、かつて軍都廣島であったという加害の歴史も学んでいます。「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」した主権者たる私たちは、人権宣言や日本国憲法が謳う理想と目的を改めて確認し、世論を喚起していきましょう。

部落問題をめぐっては、2016年12月に「部落差別解消推進法」が制定、施行されました。自民党が法案を作成し、自民、公明、民進の3党の議員によって提案され、共産党を除く全会派が賛成して成立したので、「部落差別解消」を「相談体制の充実」「教育啓発」「実態調査」で実現するとしています。これには、予算措置はなく、1965年8月の同和対策審議会答申や、部落問題とは何かを実践的な運動を通して解明した解放理論（「3つの命題」）に照らせば、

この法律ができたから部落差別が解消するとはいえません。

政府による差別の現実を無視した法打ち切りから14年を経た2016年6月、部落解放同盟広島県連合会は、広島部落解放研究所と特定非営利活動法人社会理論・動態研究所の協力を得て、部落問題の解決に向けた生活実態調査を行いました。結果、人口構成、教育経験、年収、年金などにおいて格差が歴然と存在しており、「同対審」答申にいう「生活実態に具現されている差別」が数字の差として浮かびあがりました。

「部落差別解消推進法」が部落差別に特化する一方、部落問題を客観的事実に基づく具体的な社会問題と認識して根本的解決を実現するのではなく、人権一般に抽象化させ、感性、心のあり方、思いやりといった観念的な問題として理解するような教育啓発が進められがちです。しかし、「実態的差別が心理的差別を助長」し「観念的にとらえただけでは解決できない」こともまた「同対審」答申で明らかにされたとおりです。

この法の施行から8年が経過しようとしていますが、実効性においては、県や市町の現状からその限界性がうかがえます。「部落差別解消推進法」に基づいた施策を国、地方公共団体がどうするのか、とりわけ「部落差別を解消する教育啓発」を県教委、市町教委が学校教育、社会教育、家庭教育をふくめた普遍的教育の場において具体的にどのように行って法の下の平等を実現していくのかが問われています。

私たちが、もっとも複雑で巧妙な支配の仕組みだといわれる部落差別を解決する力をもったとき、日本社会のあらゆる不合理を変革していく道程を見通すことができます。被差別部落を差別する社会が、大衆を榨取し分裂の罠に落とし込める社会であるように、非正規労働者が追いつめられる社会は正規労働者も人間的な生活を奪っていく社会であり、女性あるいは性的少数者が抑圧される社会は男性もひいては誰もが、人間性を削がれ、前近代的不合理にあえぐ社会であるといえます。

人権と平和が危機にさらされているいま、改めて人権確立の意義を確認する集会としたいものです。

〈世界と日本の人権状況〉

新自由主義路線のなか、地球的規模の収奪システムともいいうべき経済のグローバル化は、宗教対立なども重なってさまざまな矛盾を噴出させています。その象徴的なものが、弱肉強食、格差拡大やマネーゲームによって引き起こされる金融危機であり、大国の価値観を一方的に押し付けようとして起きる地域紛争やテロです。「アメリカはテロとは闘っているが、テロを生み出す原因で

ある貧困とは闘ってこなかった。欧米は本当の敵と闘っていない」とのフランスの経済学者ジャック・アタリの言葉が真髄を突いています。

貧困と不正の根絶をめざす国際 NGO オックスファムは、2024 年 1 月 15 日の世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）に合わせて公表した報告書で、世界で最も裕福な 5 人の総資産が 2020 年比で 2 倍超の 8,690 億ドルに増えた一方、過去 2 年間で 8 億人近い労働者の賃金の伸びがインフレ率に追いつかず、年間で労働者 1 人当たり平均 25 日分の所得が失われ、全世界で 50 億人が以前より貧しくなったと指摘しました。そして、世界の企業上位 10 社のうち富裕層が経営者あるいは主要株主の企業が 7 社を占めているとして、富の集中は正策を講じ、独占企業の解体や超過利潤および過剰な富への課税導入、社員持ち株制度など株主による支配に代わる制度の推進によって企業の権力を抑制するよう、各國政府に呼びかけています。また、世界銀行は、1 日 1.90 ドル未満で暮らす極度の貧困層が世界で 8.4% に達し、彼らの所得損失は世界で最も裕福な人びとの 2 倍であることを明らかにしました。そして、世界的な不平等が数十年ぶりに拡大し、健康と教育の大きな後退に直面しており、ウクライナでの戦争や気候ショックや紛争に後押しされた食料とエネルギー価格の上昇は、迅速な回復を妨げているとしています。

ロシアが特別軍事作戦と称して仕掛けたウクライナへの戦争は慢性的な緊急事態だと学識者が表現するほどの危機に直面しており、イスラエルによるガザ地区への攻撃においても同様にかけがえのない命を奪うという究極の人間否定が続けられています。

経済が低迷し、失業率が高い国では、反ユダヤ、反イスラム、ロマや移民・移民労働者の排斥などを掲げる勢力を台頭させ極右政党を躍進させる要因にもなっています。

日本でも、不安定な雇用形態で将来に希望を見いだせない、ゆとりを奪われた非正規労働者を 2,124 万人もつくり出している経済政策と、新自由主義をむき出しの国家主義に融合させた安倍晋三元首相の言動が人権状況を悪化させ、人びとの鬱積と不満を募らせてきました。

2016 年 7 月に起きた相模原市での戦後最大の虐殺行為は、「殺すのはだれでもよかった」という自暴自棄によるものでなく、「重度障がい者を標的」にするという明確な意図をもったものでした。事件の背景には、生産性や効率を最大の価値とする日本社会があります。自民党の杉田水脈衆議院議員が「子どもをつくらない。つまり『生産性』がない」と同性カップルを念頭に雑誌で述べて政治家ジェンダー問題発言ワースト 1 位となったことは、相模原事件にも、旧優生保護法の下での障がい者への強制不妊手術やハンセン病患者の隔離政

策とも通底するものであり、議員辞職に値します。

ヘイトスピーチ（差別煽動）は、ヘイトクライム（差別的憎悪犯罪）や特定の人種・民族を計画的に絶滅させるジェノサイド（集団殺戮）につながります。1938年にナチスは「遺伝疾患のこの患者はその生涯にわたって国に6万ライヒスマルクの負担をかけることになる。ドイツ市民よ、これは皆さんがあなたが払う金なのだ」とするポスターを街中に貼りめぐらしました。この後、ナチスは障がい者や同性愛者を「生産性がない」とし、20万人を「安楽死」させた歴史を忘れてはなりません。

女性、民族差別、沖縄、アイヌに対する差別、暴言も相次いでいます。「女性が輝く社会」を成長戦略の一つに掲げ、女性役員、管理職の増加、職場復帰、再就職の支援などを行うとした安倍政権は、2016年4月に「女性活躍推進法」を、2018年5月には「政治分野の男女共同参画推進法」施行しました。しかし、それは現在の奴隸制度といわれている外国人技能実習制度の拡大と同様に、労働力不足を補うためのもので、女性の人権という視点はありません。なぜなら、政権がめざすものは、「愛国心」「日本の伝統・文化を守る」であり、選択的夫婦別姓制度も認めない男尊女卑の家父長制的な家族関係だからです。それは自民党が制定をめざす「家庭教育支援法」案にもはっきりとにじみ出ています。

世界経済フォーラムの2024年版「ジェンダーギャップ指数」報告書によれば、日本は146カ国中118位と主要先進国で最下位であり、国際水準にほど遠い恥ずべき状況にあります。

2022年5月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が超党派の議員立法として成立しましたが、真に必要な支援が行きわたるよう、関連する法律の改正や基本方針の策定、当事者の意見反映などが求められます。

もっとも友好関係を築かなければならない中国、韓国と、領土問題、靖国参拝、「慰安婦」問題、「元徴用工」問題などで対立し、偏狭なナショナリズムが叫ばれ、韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチにつながっています。

ヘイトスピーチを繰り返す「在特会」が、京都朝鮮学園で行った蛮行に対する民事裁判の判決が2013年10月にあり、京都地裁は1,220万円の賠償金を命じ、「在特会」の行為を人種差別撤廃条約が禁止する人種差別で、違法と認定する画期的な判決をしました。2014年12月には最高裁で判決が確定しました。2010年4月に「在特会」が徳島県教職員組合に乱入して罵声を浴びせた事件でも、2016年4月の高松高裁判決で「人種差別思想の現れ」として、「差別とまではいえない」としていた一審の判断を改め、賠償金も2倍に近い436万円の支払いを命じました。2018年6月には在日朝鮮人の女性が、ヘイトスピーチで名誉を傷つけられたとして「在特会」を訴えていた裁判で、大阪高裁が一審判決を維持し、77万円の支払いを命じる判決をしました。

国連の人権関係の各委員会の度重なる「ヘイトスピーチとデモの禁止」を求める勧告にもかかわらず、法務省は、ヘイトスピーチを「言論、表現の自由」を盾に放置し、2017年10月には、「正当な言論をも不当に委縮させる危険を冒してまで処罰措置をとるほどの人種差別思想の流布は見られない」とする「報告書」を国連人権理事会に提出したことが明らかとなりました。

「韓国人、朝鮮人を殺せ」「大虐殺を実行する」「ガス室に朝鮮人、外国人を叩きこめ」「エッタ、非人、穢れた卑しい連中」「死ね、殺せ、ゴキブリ、ウジムシ」「また琉球処分してやるぞ」などとわめき散らすことを「言論、表現の自由」とすることは「表現の自由の自殺行為」といわなければなりません。

国連からの勧告や「在特会」のヘイトスピーチに対する司法判断、地方議会からの規制を求める「意見書」採択、そして何より身を危険に晒してのヘイトスピーチへの抗議行動により、2016年5月に「ヘイトスピーチ解消法」が制定されました。法律は罰則規定のない理念法で、ヘイトスピーチの対象を「適法に居住する在日外国人とその子孫とする」とし、対象から部落、沖縄、アイヌを排除した、極めて不十分なものとなっています。しかし、この法律の制定によって、これまでヘイトデモを守る側に居た警察の態度が一変し、自治体がヘイトデモ参加者の公園利用を禁止するなど、抑止効果が現れています。また、大阪市は全国に先駆けてヘイトスピーチ対処条例を制定し、川崎市は「公の施設」使用許可に関するガイドラインを策定して2018年3月に施行し、罰則を定めた差別のない人権尊重のまちづくり条例を2019年12月に施行しました。ヘイトスピーチの全面禁止に向けた第一歩を踏み出しています。

東京都は「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を2019年4月に施行し、神戸市では「外国人に対する差別解消と多文化共生社会の実現に関する条例」が2019年6月に可決され、国立市では「人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を2019年4月から施行するなど、各自治体で人権政策の確立に資する動向が広がっています。広島県においても、福山市「人権尊重のまちづくり条例」が2021年9月から施行となり、三原市でも「すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」が2023年6月27日に可決されています。各自治体に実効性のある条例の制定を求めていかなくてはなりません。

こうしたなか、2019年3月、法務省が「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」という通知をし、「集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）と認められるのであれば、やはり救済を必要とする『特定の者』に対する差別的言動が行われていると評価すべきこととなる」としていることは、全国

的な闘いの成果といえます。

2024年5月10日、プロバイダー責任制限法が改正され、情報流通プラットホーム対処法となり、削除の申請窓口の整備や、削除に応じるかどうかを通知することなどを事業者に義務付けました。また、同年6月27日には、たつの市で、被害者、行為者を発生させないこと、行為者が再び差別的な書き込みをすることを抑止すること、被害者を支援することを行政の責務と明記した「インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が全会一致で可決されています。これらによる実効性ある取り組みを求めていかなければなりません。

沖縄をめぐっては、2016年10月、米軍のヘリパッド移設工事に抗議する市民に大阪府警の機動隊員が「どこをつかんどのんじゃ、ボケ、土人が」「黙れ、シナ人」と発言する事件が起きました。この問題で沖縄県警は謝罪し、大阪府警も戒告処分をしましたが、松井一郎府知事（当時）は発言した機動隊員を擁護し、政府答弁書でも「謝罪、訂正の必要なし」として、政府が公式に「土人」発言を容認してしまいました。これは、いわゆる差別語と表現の問題を、政府も政府を追及する野党も理解していないことによるものです。

賤称語といわれる差別語を含めて使ってはならない言葉はありません。差別の深刻さを伝えるため使わなければならぬ場合があります。差別か否かは文脈によって決まるもので、今回の場合、「土人」という言葉が明らかに「野蛮で未開な奴」という文脈で沖縄の人に吐きかけられており、沖縄県民に向けられた差別です。

2017年12月の普天間基地に隣接する小学校へのヘリの窓落下事故では、「学校を後から建てたくせに文句をいうな」「沖縄は基地で暮らしている。ヘリから落下物があって、子どもに何かあっても、お金をもらっているからいいじゃないか」といった誹謗中傷が同校へ相次ぎました。沖縄での続発する米軍機の事故やトラブルが国会で追及されたときには、松本文明内閣府副大臣が「何人死んだんだ」とやじをとばし、辞任に追いこまれました。

このような「沖縄ヘイト」を生む原因是1879年の「琉球処分」から一貫している日本政府の沖縄に対する差別政策であることは明らかです。

朝鮮学校に対する高校授業料無償化の適用除外と補助金の停止は、人種差別撤廃条約と子どもの権利条約に違反しています。2017年7月、広島朝鮮学園等が適用除外の不当性を訴えた裁判で、広島地裁は、子どもの教育権には一切触れず国の主張を追認する不当判決をし、2021年7月には最高裁で原告が敗訴しています。他方、大阪朝鮮学園が同趣旨で訴えていた裁判で、大阪地裁は、卒業生や元教員の証人尋問を行うなど実態の正確な把握に努め、「適用除外は違法、無効」と2017年7月に判決し、司法の独立を守り教育への政

治介入を批判する正当な姿勢を示しました。しかし、2019年8月、最高裁でこちらも原告が敗訴しました。

オリンピック開催都市契約での差別禁止条項が追加されたことから、東京オリンピック・パラリンピックを考慮した安倍政権は「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「アイヌ新法」を制定しました。そして、LGBTなど性的少数者に対する理解増進法も糺余曲折を経て成立しましたが、これらの法案は、「差別で苦痛にあえいでいる人がおり、その問題を解決しなければならない」からではありません。日本の貧しい人権状況に対する諸外国からの批判と、国際的な人権の流れとそれを受けた当事者団体や野党の攻勢をかわすためのもので、しかも自民党が許容できる内容の法案に変質させて成立させる手法をとっています。そこには確固たる人権思想を見ることはできません。

例えば、「部落差別解消推進法」をめぐる衆議院法務委員会のやりとりでは、法案が同和対策事業の復活や確認・糾弾の根拠になることを懸念した共産党議員の質問に、提案した自民党議員が「この法律は理念法にとどめた。したがって、財政の援助あるいは処罰はない。ご懸念されたような糾弾、これも一切ないように心掛けて条文をつくった」と答え、参議院法務委員会においては、「過去の民間運動団体の言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ」などと法案に対する附帯決議を付しており、自民党の人権に対するうわべだけの対応であることがわかります。

「解放令」がそうであったように、解放に向けた実質的な取り組みの抜本的施策、財政的裏付けのある総合対策でなければ、部落解放を達成することはできません。

歴史をふりかえると、部落差別は経済、社会が行きづまつて「改革」を余儀なくされたときに強化されており、そのことは今の時代も本質的に変わってはいません。政府は部落問題解決の責務を放棄し、再び低位な被差別部落をつくり出すことによって、格差社会のなかで大量につくられた無権利、低賃金労働者を「上見て暮らすな、下見て暮らせ」という分裂支配の思想で統制し、人びとの人権感覚を削いでいきます。ただ、今日の差別構造の特徴は、年収200万円以下の非正規・派遣労働者など、被差別部落と同水準の所得層を大量につくり出さなければ経済矛盾を乗り越えられないほどなりふり構わぬ末期症状に陥っていることです。1996年の「地対協」意見具申と、それを受けた「地対財特法」失効に伴う特別対策の打ち切り、文部省「是正指導」と称する同和教育攻撃は、今日の状況をつくり出すために先取りして行われたと見なければなりません。

[国連の勧告など]

日本の人権状況については、国連の人権委員会からも、日本政府に対して厳しい勧告が発せられています。

2001年3月、人種差別撤廃委員会は、「部落の人びとを含むすべての集団への差別に対する保護ならびに…人種差別を禁止する特別法の制定が必要である」「人種的優越または憎悪に基づくあらゆる思想の流布の禁止は、意見および自由についての権利と両立する」とし、同年8月、社会権規約委員会は、「部落の人びと、沖縄の人びと、先住性のあるアイヌの人びとを含む少数者集団に対する法律上及び事実上の差別、特に雇用、住宅、および教育の分野における差別をなくすために、引き続き必要な措置をとること」としました。

また、2003年7月、女性差別撤廃委員会は、「女性に対する差別の定義を国内法に盛り込むこと」などを勧告しました。

2004年10月、子どもの権利委員会は、「障害を持つ子どもに対する差別を減少させ、障害を持つ子どもの社会への包摶に注意を払うこと」「教育制度が極度に競争的であること、その結果、教育制度が子どもの身体的および精神的健康に否定的な影響を及ぼしている」とし、2010年5月にも、不登校や児童虐待防止の対策を講じるよう勧告しました。

2006年1月、国連人権委員会では、現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者ドゥドゥ・ディエンが、部落差別の厳しい現実を認めたうえで、「政府および国会は、緊急事項として、憲法および日本が締約国になっている人種差別撤廃条約、自由権規約および社会権規約を含む国際文書の規定を国内法体系内で実施するよう、人種主義、差別及び外国人嫌悪を禁止する国内法の採択に取り組むべきである」とする「報告・勧告」をしました。

2007年9月、日本のアイヌ民族政策に少なからぬ影響を与える「先住民の権利に関する国連宣言」が採択されました。

そして、2008年5月の国連人権理事会では、日本の人権状況の審査で42カ国もの政府が発言し、日本政府への厳しい勧告は、差別禁止法の制定、マイノリティと先住民族の権利保障、国連の人権機関による勧告が誠実に実施されていないなど26項目にも及びました。

また、同年5月に「障害のある人の権利に関する条約」が発効し、2011年7月には「改正『障害者基本法』」が成立しましたが、成立に至る最終段階で条文の6カ所に「可能な限り」との文言が付けられたため障がい者差別の撤廃を求める人たちのなかに失望が広がりました。その後、2012年6月には企業や国、自治体に障がいを理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮」を法的義

務とする「障害者差別解消法」が制定され、2013年12月に政府はようやく「障害者の権利条約」を批准しました。

「障害者差別解消法」は2016年4月に施行され、2021年5月に改正され、民間事業者の合理的配慮義務化や相談体制の強化が盛り込まれました。2023年5月、同法にもとづく基本方針が改定され、行政機関や事業者に対し、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」をすることとなっており、2024年4月1日から事業者も義務化されることになりました。事業分野ごとの相談窓口の明確化、設置を各省庁、地方自治体が連携しガイドラインの見直しを行うとしています。

一方、2022年9月、国連の権利委員会が公表した総括所見では、「障害者権利条約」に係る政府の取り組みに関して早期改善するよう厳しい勧告が出されました。総括所見を活用した法制度などの見直しはこれから課題となっています。

2009年8月、女性差別撤廃委員会は、2003年に発した勧告に対する日本政府の対応が極めて不十分だとして、女性差別撤廃条約の履行を求める勧告をしました。具体的には、夫婦同姓や結婚許可年齢の男女差など民法の差別規定の改正や、雇用、賃金をめぐる男女差別について早急に改善するよう求める内容となっています。しかし、日本はいまだ「女性差別撤廃条約選択議定書」を批准していません。

2010年3月、人種差別撤廃委員会は、「在日コリアンや中国人子弟の学校が公的支援や補助金などの面で差別的扱いを受けていること」、「高校授業料無償化で朝鮮学校を排除することは人種差別にあたり、人種差別撤廃条約の『教育に関する権利の平等保障義務』に違反している、就職や結婚で部落差別が続いていること」、「沖縄の人びとが根強い差別を被っている、沖縄への軍事基地の不釣り合いな集中が住民の経済的・社会的・文化的な権利の享受の否定的な影響を与えていること」など、29項目にわたる懸念、勧告を表明しました。

沖縄の米軍基地問題に関わっては、2012年2月に国連NGO「反差別国際運動」が、「明治政府が琉球人を編入して以来続く先住民への差別」だとする観点から、辺野古への移設見直しを日本政府に勧告するよう国連に申し立てを行っています。

2013年5月、社会権規約委員会は日本的一部排外主義グループが、「従軍慰安婦は売春婦だった」と繰り返していることをふまえ、「従軍慰安婦」を貶めるような行為をやめさせるよう政府に勧告し、朝鮮学校への高校無償化除外についても「差別にあたる」と批判しました。

2014年7月、自由権規約委員会は日本政府に対して、「政府が代用監獄の使用を正当化し続けていることを懸念する」「日本軍が犯した性奴隸、あるいはその他の人権侵害に対するすべての訴えは、効果的かつ独立、公正に捜査され、加害者は訴追され有罪判決が下れば、処罰すること」「被害者を侮辱、或いは事件を否定するすべての試みへの非難などの措置を取ること」「差別や敵意、暴力の扇動となる人種優越あるいは憎悪を唱える宣伝のすべてを禁止し、そのような宣伝を広めるデモは禁止すべき」と勧告しました。また、袴田事件にも言及し、死刑制度廃止の検討を求め、特定秘密保護法については「秘密の範囲があいまい」、原発事故に関しては「避難指示区域の解除に問題がある」と指摘し、「住民の生命を守るために必要なあらゆる措置を講じること」を求めました。

2014年8月には人種差別撤廃委員会が、日本のヘイトスピーチについて、「デモの際に公然と行う人種差別に毅然と対処すること」「そうした行為に責任ある組織、個人を捜査し、適切と判断される場合は訴追も辞さないこと」「ヘイトスピーチを煽る官僚や政治家に適切な制裁を追求すること」「ヘイトスピーチの根底にある問題に取り組み、他の国や人権、民族への理解や友情を醸成する教育などを促進すること」とし、他にも従軍慰安婦問題などおよそ30項目にわたる厳しい勧告をしました。

2015年3月、女性差別撤廃委員会は、「慰安婦問題に関する日本の責任について、国の指導者や官僚らによって多くの発言がなされてきた。慰安婦問題が『最終的かつ不可逆的に解決された』とする日韓合意は、犠牲者の立場に立ったアプローチが十分にとられていない」「教科書で慰安婦問題を適切に扱い、歴史的事実が生徒、社会全般に客観的に示されるようにすること」などの勧告を発しました。

2019年2月、子どもの権利委員会は、子どもの自殺の根本原因に関する調査研究、防止措置をし、学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置すること、ストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置をとることなどを勧告しています。

「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進する」として、こども基本法が2022年6月に成立し、2023年4月1日に施行になっています。差別の禁止、生命、生存、発達に対する権利、意見表明の権利、「最善の利益」という原則を実現することが求められています。

性暴力事件については、2019年に立て続けに4つの無罪判決がありました。どれもが有罪になるべき事件でしたが、法律の要件を満たさないとして無罪になったもので、刑法の不備や裁判官の不見識が多くの識者や専門家から指摘されました。ある弁護士は「性暴力の被害者が『フリーズ』と呼ばれる無抵

抗状態に陥ることがあるのは、支援現場では常識となっています。『明らかに分かる形』で抵抗されなければ無罪、という事実認定は不当」と非難しています。判決に抗議する女性たちを中心に同年4月11日、東京駅行幸通りではじまったフラワーデモが5月から全国に広がり、8月には福山駅前でも当事者と支援者が「性被害、差別を許さない社会」と声をあげました。

そして、2022年10月、自由権規約委員会は、「規約の条項に沿った包括的な反差別法がないことに引き続き懸念を抱いている」「性的指向及び性自認に基づく差別を禁止する明示的な法律が存在しないこと、さらに、LGBTの人々が、特に公営住宅、戸籍上の性別の変更、法律婚へのアクセス及び矯正施設での扱いにおいて差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている」などと重ねて指摘しています。

国連人権関係諸条約の完全批准と、国連の各人権委員会からの勧告を政府に実施させることは、人権政策を確立するうえで極めて重要であり、「勧告」を実施させる世論をつくりあげる取り組みが求められています。

[相次ぐ差別事件 2015～]

腐ったどぶが大量の蚊を発生させるように、差別で淀んだ社会は差別事件を発生させ、殺伐とした事件や出来事を引き起します。

就職差別に関わっては、採用試験にあたって「就職差別につながる恐れのある事象」(広島労働局)が県内で、2014年度27件、2015年度18件、2016年度18件、2017年度19件、2018年度8件、2019年度6件、2020年度4件、2021年度6件、2022年度8件、2023年度7件生起していることが明らかになりました。この件数は氷山の一角で、「是正指導」攻撃以前のように新規学卒者に対する何が就職差別であるかの学習など丁寧な取り組みを行えば、件数は相当数に及ぶと考えられます。

広島法務局は2014年5月にも2013年6月に続いて差別助長発言を行いました。呉市内のの人権擁護委員を対象にした研修会で、「『部落地名総鑑』を配つただけでは人権侵害にならない」と呉支局総務課長が発言したことに対し、参加していた人権擁護委員が「『部落地名総鑑』の作成そのものが差別であり、発言はおかしいと思うがどうか」と質問すると、同席していた広島法務局人権擁護部長も「『部落地名総鑑』を就職差別等を目的に使用したかどうかが問題で、使用しなければ人権侵害にはならない」と答えた事件です。『部落地名総鑑』は差別目的以外に利用価値はなく、広島法務局幹部の発言は、これまでの国会における法務大臣答弁にも反するものでした。最終的には広島法務局長が謝罪の意を表明したものの、『部落地名総鑑』は現在でも出回っており、現実の差別と

向き合おうとしない法務局（省）の姿勢が改めて浮き彫りになりました。

2015年9月に東広島市に実在する人物を、2016年1月には大阪市に実在する弁護士の名前を、それぞれ騙って解放同盟県連事務所に差別投書が送り付けられてきました。

『部落地名総鑑』事件から40年が過ぎた2016年2月、インターネット上のサイト名「鳥取ループ・示現舎」によって、「全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版」と銘打って販売するという事件が引き起こされました。『全国部落調査』は内務省所管の「財団法人中央融和事業協会」が1936年に作成したもので、全国5,367カ所の被差別部落の部落名、所在地、主業・副業、世帯数、生活状況などが記載されており、これに現在地などを加えたものを販売しようとしたのです。宮部龍彦、三品純なる人物は、「すでに公表されている情報を公開することの何が問題なのか」と開き直り、全国の市町村ごとに被差別部落に多く見られる名字や解放同盟の役員の名前、住所、電話番号を記したものなどをインターネットで流すという犯罪行為を重ねてきました。また、「部落探訪」（現在「曲輪クエスト」）と称して、訪れた全国各地の被差別部落の写真などをネットに掲載しています。

差別図書の販売に対して解放同盟は、出版差し止めの仮処分申し立てを横浜地裁に行い、2016年3月に「出版、販売又は頒布してはならない」とする仮処分決定を横浜地裁がしました。同年4月には、全国の被差別部落の所在地や解放同盟の役員などの個人情報をインターネット上で公開し拡散しているとして244人が原告となり、出版差し止めとホームページの情報削除、損害賠償などを求めて東京地裁に提訴し、2021年9月の判決では、部落の地名の公開は違法行為としながらも、自らが出自を名乗ることと他者がさらすこととの違いを理解せず、差別されない権利を認めていないなどの問題点があることから、東京高裁に控訴していました。2023年6月28日の判決では、憲法第13条の個人の尊重や憲法第14条の法の下の平等に鑑み、出版禁止の範囲を広げ、賠償額も増額し、地名の削除や公表禁止を認めています。

また、2017年3月、尾道市内の事業者名をインターネット上に掲げた差別書き込みが発見されました。尾道市や解放同盟尾道市協が広島法務局尾道支局に、「部落差別解消推進法」の制定も踏まえて速やかに削除要請してほしい旨を申し入れましたが、広島法務局と協議した結果だとして「第三者からの申告には応じられない」との回答でした。「部落差別解消推進法」の制定後の法務局のありさまに失望感を広げました。

こうした差別情報の削除をプロバイダーに要請する取り組みを進めるとともに、広島県、福山市、竹原市、三原市、呉市、大崎上島町、尾道市、府中市、

安芸太田町、北広島町が実施しているインターネットのモニタリング調査をすべての自治体で実施させるよう働きかけを強化する必要があります。

宗教界に関する事件では、解放同盟広島県連が、浄土真宗の根本經典である「淨土三部經」にある部落、女性、障がい者に対する差別を、釈迦や宗祖の教えに照らしてどのようにしていくのか議論を重ねてきました。東本願寺は、2019年6月に宗務総長が「是レ旃陀羅ナリは差別意識に基づくもの」で、全宗門的に課題の共有を図ると表明し、2021年6月の宗会では「謝罪」「懲愧」し「あらゆる差異を超えて差別のない社会を求める、継続的な努力と歩みを重ねていく」と決議しています。2022年3月10日には「全国水平社創立100周年にあたってー『是旃陀羅』問題についてのお詫びと決意」を宗務総長名で発出しました。西本願寺は、全国523組で研修し、東本願寺と連携して真宗教団連合に提起し、全日本仏教会に広げるとの方向性を示し、2019年3月にようやくテキスト「み教えと差別の現実」を作成したものの、身分差別の根本的な解決につながる内容や取り組みにはなっていません。

日本社会に仏教が及ぼす影響が少なくないことを考えると、まず經典の中の差別を知ることから始め、本来すべての存在の平等を説き一切の差別を否定する眞の釈迦の教えに立ち返るよう迫っていかなくてはなりません。

2016年3月、東京の司法書士が戸籍謄本等を全国で不正取得していることがわかり、県内では府中市で1件の不正取得が判明しました。2011年11月に発覚した東京の「プライム総合法律事務所」事件では、20,000枚以上の「職務上請求書」用紙を偽造し、10,000件以上、県内では17市町205人の戸籍謄本等を組織的に不正取得していました。この事件の全容解明に動いた愛知県警は、計38人を逮捕し、「情報屋」といわれる組織の存在も明らかにしました。

2021年9月には、栃木県行政書士会所属の行政書士が探偵社の依頼により戸籍謄本等を不正取得したとして兵庫県警に逮捕、略式起訴処分となっています。県内では6市で計17件の不正取得があることが情報公開請求によりわかりました。

これらの事件を通じて、多くの場合、部落出身者かどうかを調べるための身元調査が、それだけにとどまらず、部落出身でない人が結婚で破談に追い込まれたり、警察幹部が脅迫されたり、ストーカー殺人を引き起こしたりするなど、流出した個人情報が悪用され、誰が、いつ被害者になってもおかしくない実態が明らかになっています。

なお、戸籍謄本等の不正取得を抑止する登録型本人通知制度については、福山市、府中市、安芸太田町、東広島市、竹原市、北広島町、尾道市、三原市、安芸高田市、世羅町、神石高原町、三次市、呉市が実施し、大崎上島町

は2020年から全員通知制度を開始しています。すべての市町が導入するよう、働きかけを強めなくてはなりません。

2017年11月には、竹原市長選挙をめぐって特定の候補者を名指しして攻撃するビラが多くの市民に郵送されました。部落に対する差別意識を利用して選挙戦を有利に進めようとしたくらんだ者の卑劣な行為といわなければなりません。

2019年5月、「爆サイ.com」に特定の清掃会社と従業員を名指しにし「現代のエタ、非人の連中」「職業選択の自由がある現代に人間以下の境遇に身を置くの？」などという極めて挑戦的な差別書き込みがあり、福山市長名で削除要請がされています。同年5月には、福山市内の清掃会社の経営者を名指しし、その子どもの名前も書いた差別ビラを学校の周辺に貼ったりばらまいたりする事件が起き、さらに6月には生徒用玄関や植え込みから新たな差別ビラが発見されました。

2014年6月から道の駅やタウンセンターのトイレへの差別落書きが続き、八田原ダム掲示板でも発見された世羅町では、消去しても繰り返されるという執拗さで、2023年5月で延べ29件にもなっています。2021年10月に呉市内のベンチに「ハマくずし」「(漁師)バカ、死ね！」、2022年1月、3月には神石高原町の公衆便所に「同和」「エタ」という差別落書きがされており、関係者の話し合い、研修、啓発などが取り組まれています。

2022年10月には尾道市の公共施設に被差別部落を侮辱する差別表現を用いた、「いつでもコロシたる」などと脅迫する投書が送りつけられ、市人権男女共同参画課は法務局尾道支局に報告、部落解放同盟尾道市協議会とも連携しました。尾道市協は解放同盟東部地区協議会と報告集会を共催しています。

[差別事件が引き起こされる背景]

これら、相次ぐ差別事件にはさまざまな背景、要因が見てとれます。なんといってもいまだに市民的権利とりわけ就職の機会均等、教育の機会均等、居住・移転の自由、結婚の自由などが不完全にしか保障されていないこと、すなわち、被差別部落が依然として低位な状態に置かれていることが最大の要因です（「資料1」の「差別の実態」参照）。そのうえ、人権を躊躇らかず新自由主義が、格差社会をつくるなどして差別の構造を強化し、差別意識と自己疎外を増幅させていること、そして国、自治体の部落問題解決に向けた取り組みの放棄、後退があると分析しなければなりません。

年間の自殺者は2012年に15年ぶりに30,000人を下回り、2023年は21,837人（警察庁）になりましたが、WHOが半数を自殺者として計上するように求めている「変死者」は1997年の9万人から現在は15万人といわれてお

り、深刻な状況は変わっていません。

2023年度の未遂を含む過労死、過労自殺で労災認定された人は170人(厚生労働省労働基準局)にも及び、働く人の過酷な状況の一端が現れています。無権利、低賃金の非正規労働者の比率は、1984年に14%であったものが2023年は実に37.1%、2,124万人(総務省統計局)に達しています。

2023年度の児童虐待相談件数は広島県では6,380件(県健康福祉局)と、過去最多となりました。育児放棄や高齢者への虐待も深刻な社会問題です。

1997年度は63万世帯であった生活保護世帯は、2005年に100万世帯を超え、2023年2月時点では1,649,681世帯(厚生労働省社会・援護局)にまで増加しています。経済的に厳しい家庭への就学援助は、調査開始時の1995年度は766,173人であったものが2022年度に1,257,303人(文部科学省初等中等教育局)と1.64倍になっています。子どもの貧困率も2022年で11.5%(厚生労働省世帯統計室)と高水準で推移しています。

子どもを取り巻く状況では、6年連続で過去最高となっていたいじめの認知件数は2022年度は681,948件、不登校は小・中学生299,048人、高校生60,575人(文部科学省)と最多を更新しています。

2017年度に実施された「広島県子供の生活に関する実態調査」では、「電話、ガス、水道などの公共料金を払えなかった」「食料が買えなかった」ことがある生活困窮層が25%に上ることが明らかになっています。

このような状況の中で、国民が最も不安に感じている年金、医療、介護そして最後のセーフティネットといわれる生活保護を抑制、削減し、逆に、「アベノミクス」と称して、インフレ率2%上昇・物価高を引き起こし、そこへ逆進性が強い消費増税が加わり低所得者層の生活を痛打し、ますます勤労者の生活と心を蝕んでいます。

社会が荒廃し、人びとが苦しむとき、差別、人権侵害も蔓延します。言い換えれば、差別が引き起こされない社会は、多くの国民にとっても人間性豊かな社会であるということです。

[冤罪と差別・狭山事件――司法の民主化を]

石川一雄さんが不当逮捕されて61年が経過しました。

狭山事件の第3次再審は、足利事件、布川事件、東電OL殺人事件、東住吉事件の再審・無罪判決や、2018年6月に東京高裁で静岡地裁判決を破棄し再審棄却を決定したものの、2023年3月13日には静岡地裁の再審開始決定を東京高裁が認め、その後、再審開始が決定した袴田事件などの流れを受けるなか、2022年4月に再審理由の追加申立書、同年8月には事実取調請求書を弁

護団が提出し、11人の鑑定人の証人尋問を求めるなど山場を迎えています。

2009年9月、東京高裁、東京高検、弁護団による初の三者協議が行われ、2024年8月27日に61回を重ねました。2024年4月19日の第59回三者協議では、2023年12月に就任した東京高裁第4刑事部の家令和典裁判長に、これまでの審理経過や第3次再審請求の概要などを弁護団が説明しています。この間、弁護団の追及と東京高裁の勧告などによって東京高検は、不十分ながら一定の証拠開示をしました。それらには、石川さんが書いた「上申書」や取調べ録音テープなどがあり、自白が実際の犯行の体験を語ったとは考えられないことなどが明らかになっています。万年筆、時計、鞄の3大物証についても開示された検査報告書などから有罪の根拠が崩れ去っています。

弁護団は2018年1月に、最新の科学的筆跡鑑定方法によって99.9%の確率で脅迫状は石川さんが書いたものではないとした福江鑑定を、同年8月には、被害者のものとされた万年筆のインクの元素の分析から、石川さん宅から押収した証拠の万年筆は「被害者のものではない」とする下山第2鑑定など、273点の新証拠を提出しています。これまでに開示された証拠は193点となっていますが、弁護団がもっとも強く求めていた殺害現場とされている雑木林の血痕反応検査報告書は、「不見当」「検査は実施しなかった可能性がある」と、常識では考えられない回答をしています。これでは、殺害現場を特定する物証のない殺人事件となってしまいます。

真実と向き合おうとしない東京高検の姿勢を国民の前に明らかにし、証拠の全面開示、事実調査の開始、鑑定人尋問の実現、再審無罪を求める世論を喚起し、証拠開示の法制化、再審請求の手続き規定の整備、司法の民主化を求める取り組みを強めなければなりません。

〈同和教育をめぐる動き〉

森友学園は、園児に朝礼で教育勅語の朗読と「君が代」の齊唱をさせていました。その森友学園を「理想的な教育」と絶賛していた安倍元首相の意向によって、文科省は道徳の教科化を強行しました。道徳は可変的なもので時の権力が都合よく利用してきました。「いのちや自然を大切にしましょう」と平時にいくら言っていても戦時になれば、敵兵を一人でも多く殺し、自らは潔く死ぬことが美德となります。「特別の教科道徳」のねらいは、国が定めた徳目、価値観を検定教科書を使って教え込むもので、森友学園の全国化ともいいうべきものです。このような動きは保育所保育指針や幼稚園教育要領に「日の丸」「君が代」の2018年からの実施を明記した流れと軌を一にしており、子どもたちに豊かな教育を保障する取り組みとは相いれないものです。

子どもたちにとって教職員は最大の教育条件といわれていますが、教職員が置かれている状況はどうでしょうか。文科省は、2022年度教員勤務実態調査で、仕事の「持ち帰り」や休日勤務を含めると、小学校中学校教員は、いまだ週20時間以上の時間外勤務をしている実態を明らかにしました。これは厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間越えの時間外勤務に匹敵するもので、このような実態ではゆとりをもって子どもたちと接することはできません。

2015年12月に府中緑ヶ丘中学校で起きた3年男子生徒の自死事件は、同和教育の根本である子どもたちに関わりきること、管理職も含めて教職員が子どもの課題を共有できるだけのゆとりをもった職場でなかったことが一つの要因だと分析しなければなりません。

この事件をきっかけに県内の小中高の自死者を調査したところ2007年から2016年の間に36人の子どもが自らの命を絶っていることが明らかになりました。同和教育否定、敵視の教育がもたらしている深刻な事態ということです。

1998年の文部省「是正指導」と称する教育攻撃から26年が経過しました。攻撃の具体は、職務命令による「日の丸」「君が代」の強制、教職員に対する处分や不当人事、自主的研修団体への攻撃、地域進出の否定、議論を認めない伝達だけの職員会議が象徴するようにトップダウンの学校体制づくりなどでした。また、教育に市場原理を持ち込むための学校選択制、小中・中高一貫校、県立高校の入試における学区の撤廃、小規模校の統廃合、民間人校長の登用、学力テストなどを次つぎと行つてきました。こうした攻撃によって子どもの教育権が著しく損なわれ、教職員の自主性、創造性は急速に失われました。文部省「是正指導」すなわち同和教育、平和教育への攻撃が広島の教育を再生したのか、破壊、後退させたのかは「広島県の教育実態」で一目瞭然です（「資料3」参照）。

県教委が同和教育のみならず人権教育に対しても背を向ける中、文科省は「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕」（2008年4月）を策定、さらに、「人権教育を取り巻く諸情勢について～〔第3次とりまとめ〕以降の補足資料～」（2021年3月）を作成しました。これは、同和問題を人権教育・啓発に当たっての重要課題と位置付けたうえで、「人権教育については『生きる力』を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動のそれぞれの特質をふまえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進していくことが大切である」「各学校においては、人権教育の推進に当たり、校内推進体制を確立するとともに、人権教育の全体計画及び年間指導計画を策定し、組織的な取り組みを進めていくことが重要である」「人権教育は、学校、家庭、地域社会の連携があってこそ大きな成果を上げることができる」「実際に、人権侵害の事件に直接携わる公的機関の専門

家、さまざまな人権課題の解決に努力する団体等の関係者を、授業や教員研修・講演会等に招いて講話を聞く取り組みや、児童生徒が障害者施設や高齢者施設等の施設を訪問してさまざまな人と交流したり、ボランティア活動を体験したりするなどの活動は、広く取り組まれ、人権感覚の育成に効果をあげている」など、これまで私たちが同和教育運動のなかで主張し、実践してきた内容を説いています。

これは、「是正指導」と称して広島県の教育を破壊した文科省でさえ、子どもの世界に広がっている深刻な人権侵害を無視することができず、人権教育の推進を表明し、しかも、同和教育運動が築きあげてきた教育方法論によるものでなければならないことを呼びかけたものといえます。「同対審」答申が「自発的意志に基づく自主的運動と緊密な調和を保ち、総合的な計画性をもった諸施策を積極的に実施しなければならない」としていることとも符合します。

教育への市場原理の導入は、教育現場をいびつなものにしていきます。競争を激化させる学力テストでは、テスト結果の改ざんまで起き、学校選択制については、被差別部落を抱える学校を忌避する、かつての「越境入学」と同じ状況が生じました。他方、学校選択制を早くから導入した東京都では生徒数の極端な偏りや地域と学校との関係の希薄化などから、見直しや廃止に向けた動きが起こりました。

2018年4月に就任した平川理恵広島県教育長は県議会で同意された後の記者会見で「児童・生徒の主体性や対話を重視した深い学びを促進し、不登校や学習障害、貧困などに苦しむ子どもを一人でも多く救える教育体制を築きたい」「教職員の意見を吸い上げながら進めたい」などと述べました。これを具体化させるよう取り組むことが必要です。

2024年3月31日に任期で退任した平川教育長が在職中に親交のあるNPO法人と結んだ委託契約をめぐって、外部専門家の調査により法令違反とされた問題では、秘密事項を教えたという官製談合防止法違反と公競売入札妨害の罪で、広島区検察庁は契約に関わった県教委の担当課長を2024年8月2日に略式起訴し、広島簡易裁判所が罰金50万円の略式命令を出しました。

「部落差別解消推進法」に基づく取り組みでは、2019年2月、県教委は、同和問題を個別の人権課題として取り上げた「教科等を通じた人権教育の推進に向けた学習指導案集」を作成し、その冒頭で、「各校においては、校内研修等で本学習指導案集を活用するなどして、児童生徒の人権尊重の精神を涵養する取組が一層推進されることを期待しています」と述べています。その具体化を迫らなければなりません。

小規模校の存続に関して県教委は、かつての一方的な統廃合の方向性から、

「今後の県立高校のあり方に係わる基本計画」(「基本計画」)を策定し、学校関係者や市町、市町教育委員会などで組織する「学校活性化地域協議会」の努力によって、存続の可能性を残すなど統廃合の基準を緩和しました。しかし、中山間地における人口減少・児童生徒の減少が人口を都市に集中させ、農村を疲弊させる政治によってもたらされていることを考えると、「協議会」に課している責任は重いものといわざるを得ません。各小規模校は、存続をかけた「特色づくり」による生徒の獲得競争を強いられ、統廃合も「自己責任」とされる基本計画となっています。あくまでも子どもの教育権の保障という観点から学校存続を求めるものです。また、県教委は、国際社会で活躍するエリート育成のための中高一貫校「広島叡智学園」を2019年4月に開校し、ますます教育における格差の拡大が危惧されます。

教育をめぐる危険な動きでは、総合教育会議など首長の権限を強化し政治介入を可能とする「教育委員会制度」改革、教科書検定への露骨な介入、教科書採択問題、道徳の教科化、自民党の教育介入などがあります。とりわけ安倍政権以降、教科書問題は、反動的な首長がいる自治体や市町教委の問題にとどまらず、政権政党が教科書会社に介入する事態となっています。2021年4月、内閣が「従軍慰安婦」を「慰安婦」と、「強制連行」や「連行」を「徵用」と記述するのが適切であるとする国会答弁書を閣議決定したことを受け、その後、教科書会社7社において計41点の記述削除や表現変更が行われています。いままで以上に教科書の問題点や採択をめぐる政治的な動きを世論に訴え、反動的な教科書が採択されることがないよう全県、全国的な取り組みが求められています。

同和教育や「是正指導」に関わって、わずかではありますが、正当な評価をする動きもあります。

横浜市に避難していた福島県の子どもがいじめによって不登校になった事件を取り上げた2016年11月17日放送のテレビ朝日「ワイドスクランブル」で、橋本大二郎キャスターは、同和教育の必要性を説き、映画監督の井筒和幸コメントーターは、「背景を整理していない。今後のことだけを議論している。同和教育では、なぜ起きたかということを厳しく追及してきた。これがあれば『いじめ』は起きない」と述べ、2018年5月10日付け「中国新聞」は論説委員が自らの体験をもとに現実の差別に焦点を当てての同和教育の必要性を説くとともに、人権教育推進プランのボリュームが「広島県の3ページに対し、岡山県は40ページある」として広島県の人権教育が「是正指導」前より後退している旨を指摘しました。

また、同年5月号の雑誌「世界」で、寺脇研元広島県教育長は「世羅高校事件の時、広島県教育長として校長を自殺に追い込む一端を担った文科省の官僚…

後任に復古調イデオロギーを持つ人間を（広島県教育長に）持ってきた。私は直感的に、このままいけば死人が出る、と思いました」と述べるなど、相当な年月を要したとはいえ、眞実に光を当てた発言がみられるようになってきました。

〈おわりに〉

この基調では政権を随所で批判しました。人権が尊ばれるか否かは、ときの政治経済と密接な関係があるからです。本来、人権は思想信条を超えて尊重しなければならない普遍的な価値ですが、実際はそのようになっていません。

人権思想とそれを基礎とした平和こそが人間を獣性から解き放ち人間を人間らしくし、日本を真に民主的にするのです。この確信をもって、人権思想と平和がいきわたった広島県、日本を実現するため、ともに力を発揮していきたいものです。

基調では山積するすべての課題を提起できませんが、人権とは何か、部落問題とは何か、なぜ学ぶのか、何を学ぶのかをよく意識しながら、次の項目を参考にしていただき、集会での討議やこれから活動の柱としていただくよう提起するものです。

- ①「『部落差別解消推進法』の制定と『同対審』答申に示された、基本認識は変わっていないものと認識している」「同和問題の解決に向けて努力することは行政の責務」との湯崎英彦県知事の答弁（2016年2月本会議）をふまえ、県、県教委に「部落差別解消」の具体的施策の策定と実施を求め、民主的な自治体をつくろう。
- ②自治体に実態調査を迫り、法失効による差別の実態、格差、人びとの意識などの現実の変化や相次ぐ差別事件の背景などを科学的に分析して、行政、教育の課題を明らかにしよう。
- ③国権的、融和的な教育啓発に陥ることのない、人権確立、部落完全解放を達成しうる教育啓発を創造し、発展させよう。
- ④教育荒廃の現実とその要因を分析し、同和教育運動を再構築して、すべての子どもの進路を保障しよう。
- ⑤反動派による教育介入と教育の中立性の侵害を許さず、自主的、創造的な学校で豊かな子どもを育てよう。
- ⑥これまでの解放運動、同和教育、同和行政の経過や成果を検証し、差別の前近代性、不合理性を全民主勢力の力で明らかにし、今後の部落解放・人権政策の確立に活かしていこう。

Abstract

This document was the keynote proposal for the 53rd Hiroshima Prefectural Assembly for Establishment of Buraku Liberation and Human Rights Policy in 2024. The 2019 assembly, which marked the memorable 50th anniversary of the event, was unavoidably cancelled due to measures to combat the Covid19 pandemic. For the next three years, the assembly could not be held in its full form. Finally, in 2023, we were able to report and interact in breakout sessions. In 2024, the meeting was held in the style that was usual before the pandemic.

The keynote proposal focused on: the human rights crisis triggered by that pandemic; the double and triple damage toward the victim caused by disaster capitalism; and the ongoing genocide committed by neo-liberalism. This represents the current state of the Buraku Liberation Movement in Hiroshima, rooted in the principle of ‘creating a liberation theory with the hands of the Burakumin’ in solidarity with minority movements worldwide. This journal reprints the keynote proposal, with some omissions, as it shares the aspirations of the Buraku Liberation Movement in Hiroshima. (Editorial Board)

(部落解放・人権政策の確立を求める広島県民集会実行委員会)